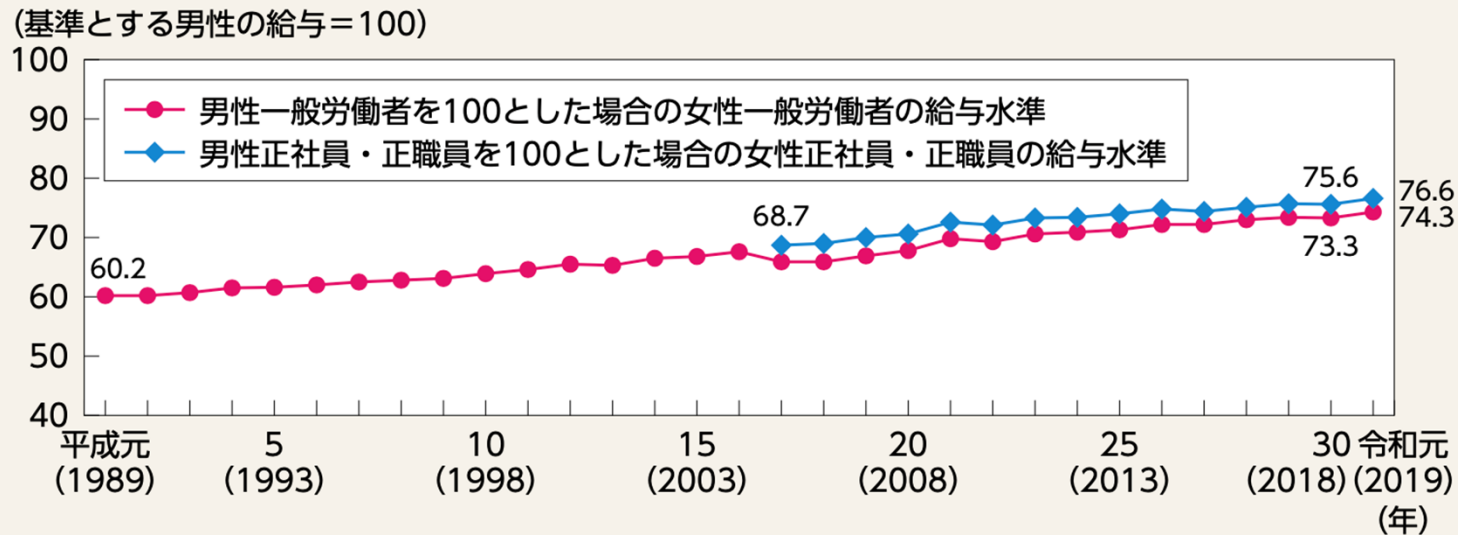


男女間賃金格差の理由と対策

大阪大学大学 感染症総合教育研究拠点
科学情報・公共政策部門、行動経済学ユニット
大竹文雄

男女間賃金格差の推移

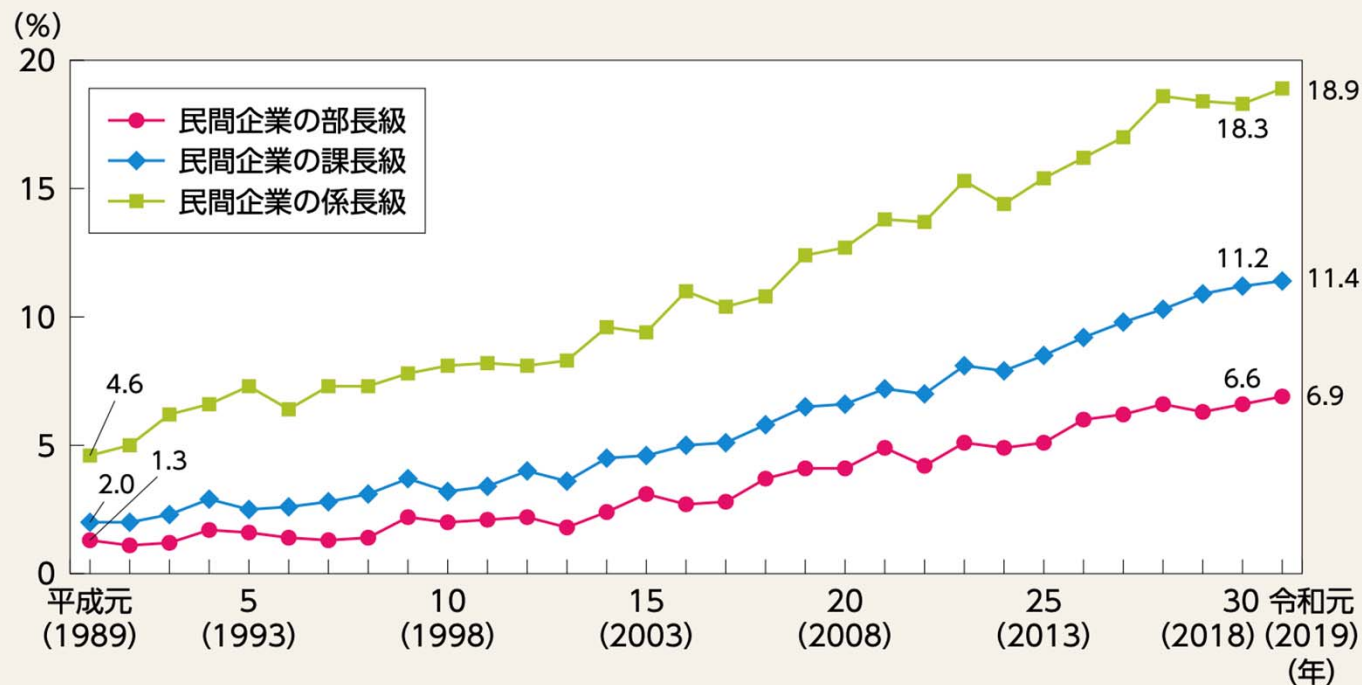
I-2-9図 男女間所定内給与格差の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
2. 10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所における値。
3. 給与水準は各年6月分の所定内給与額から算出。
4. 一般労働者とは、常用労働者のうち短時間労働者以外の者。
5. 正社員・正職員とは、一般労働者のうち、事業所で正社員・正職員とする者。
6. 雇用形態(正社員・正職員, 正社員・正職員以外)別の調査は平成17年以降行っていない。
7. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。

管理職に占める女性の割合の推移

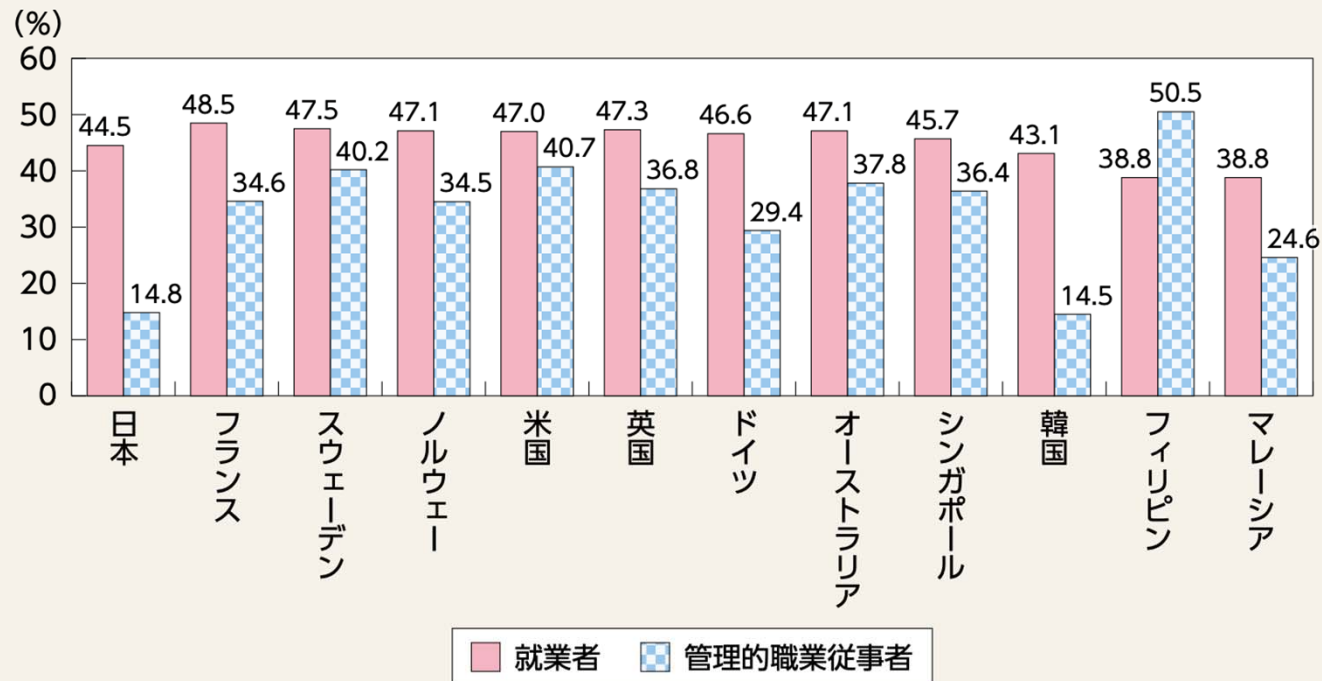
I-2-11図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



- (備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。
 2. 100人以上の常用労働者を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について集計。
 3. 常用労働者の定義は、平成29年以前は、「期間を定めずに雇われている労働者」、「1か月を超える期間を定めて雇われている労働者」及び「日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち4月及び5月に雇われた日数がそれぞれ18日以上労働者」。平成30年以降は、「期間を定めずに雇われている労働者」及び「1か月以上の期間を定めて雇われている労働者」。

管理職に占める女性の割合(2018)

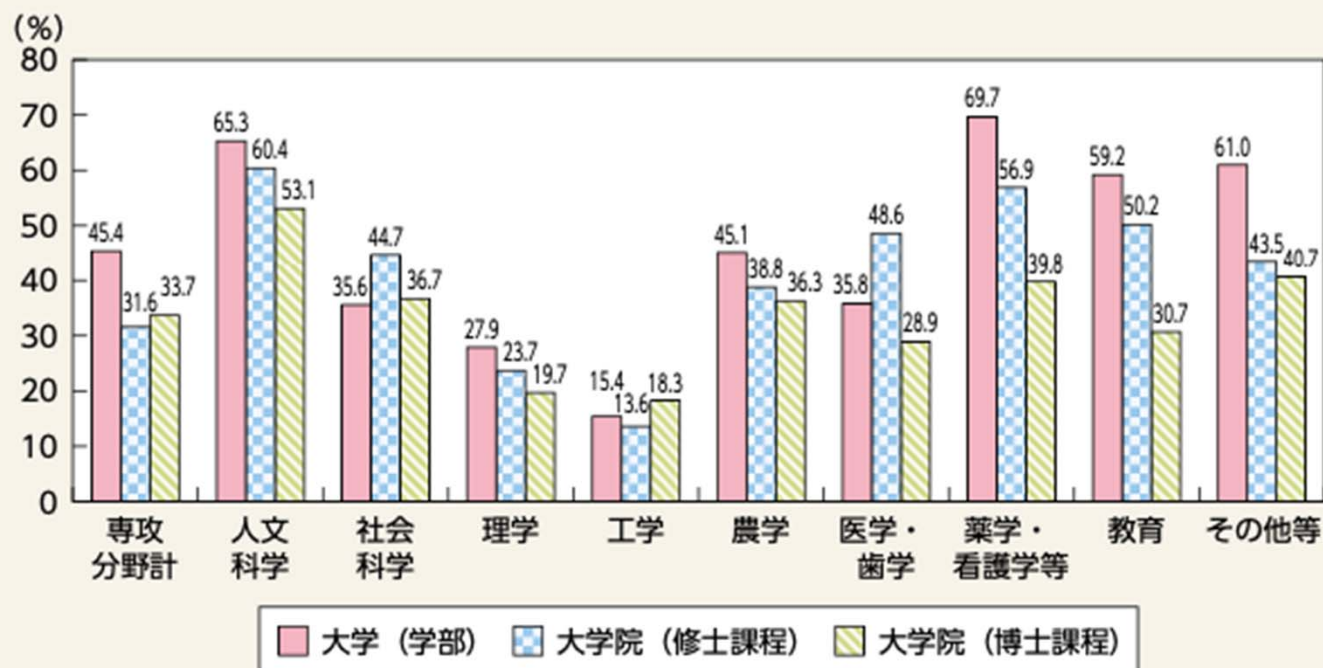
I-2-13図 就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



- (備考) 1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和元年），その他の国はILO “ILOSTAT” より作成。
2. 日本，フランス，スウェーデン，ノルウェー，米国，英国，ドイツ，フィリピンは令和元（2019）年，その他の国は平成30（2018）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では，「管理的職業従事者」とは，就業者のうち，会社役員，企業の課長相当職以上，管理的公務員等。また，「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

専攻分野別女子学生比率

I-4-5 図 大学（学部）及び大学院（修士課程）学生に占める女子学生の割合（専攻分野別、令和元（2019）年度）



- (備考) 1. 文部科学省「学校基本統計」(令和元年度)より作成。
 2. その他等は、大学(学部)及び大学院(修士課程)は、「商船」、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。大学院(博士課程)は、商船の学生がいないため、「家政」、「芸術」及び「その他」の合計。
 3. 大学(学部)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「看護学」、「その他」の合計。大学院(修士課程、博士課程)の「薬学・看護学等」の数値は、「薬学」、「その他」の合計。



OPEN 2021

男女間賃金格差の経済学的理由と対策

- 経営者・管理職による差別
 - 偏見→競争的市場の促進
 - 統計的差別→予言の自己成就の可能性を考慮した対策
- 人的資本の差
 - 体力差による生産性格差→技術革新
 - 学歴格差(専攻分野、学歴水準)→情報提供、ロールモデル
 - 離職率の差に伴う訓練の差→子育て環境の整備、職業訓練
- 女性に不利な職場慣行・職場環境
 - 柔軟な働き方が可能か→テレワークの推進、男性育児休業
 - 長時間労働ほど有利か→両立支援、長時間労働の抑制
- 選好の差
 - 昇進競争への好み・リスク態度・自信過剰の差
 - ロールモデル
 - 教育
 - 女性の方が平均的に競争を好まないこと、自信過小であることを前提に

規制との関わり

- 求人が増えているにも関わらず賃金上昇率が低い業種
 - － 医療・福祉、卸売・小売、サービス、宿泊・飲食サービス
- 医療・福祉
 - － 診療報酬制度・介護報酬制度による価格規制
 - － →規制価格の再検討
- 卸売・小売、サービス、宿泊・飲食サービス
 - － 需要の拡大と労働供給の増加が同時に発生（女性労働中心）
 - コロナ化で対人サービス部門の労働需要が低下による非労働力化と対応
 - － 短時間勤務→近隣での就職→買手独占の可能性
 - － →労働市場での競争促進（引き抜き防止契約、時給協定に関する取締）、最低賃金水準の再検討、同一労働同一賃金